

議案第55号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の概要

令和7年度税制改正に伴い、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日以降順次施行されることなどに伴い、市税条例の一部を改正しようとするものです。

1 公示送達 (市税条例第19条関係)

(1) インターネットを利用した公示送達等の実施

公示送達は、公示事項をインターネット上で不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を、従来どおり市役所前の掲示場に掲示し、又は市に設置した電子計算機の映像面に表示し、これを閲覧できる状態に置く措置を講ずる。

(2) 送達書類の名称の公示不要化

公示事項において、送達すべき書類の名称を公示する必要がなくなり、代わって、当該書類を特定するために必要な情報を公示する。

※ これらの改正は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年5月25日公布）を踏まえ、令和5年度税制改正において地方税法に規定されたものであり、施行時期も民事訴訟法等他の法令における公示送達制度の見直しの適用時期を踏まえ、令和8年5月24日までとされる予定です。

2 個人市民税 (市税条例第35条の2、第37条の2等関係)

大学生年代の親族等のうち合計所得金額が58万円を超えて特定扶養親族に該当しなくなる者が合計所得金額が123万円以下のもの（特定親族）を扶養する納税義務者を対象として特定親族特別控除（控除額45万円。なお、特定親族の合計所得金額が95万円を超える場合は段階的に控除額が減少）が新たに創設されたことに伴い、申告の手続きなどに係る所要の整備を行う。

なお、親族等が給与収入のみである場合は、給与収入金額が123万円（合計所得金額58万円＋給与所得控除額65万円）を超えて188万円（合計所得金額123万円＋給与所得控除額65万円）以下である者が特定親族となる。

3 市たばこ税 (附則第15条の3の3、改正附則第7項から第9項関係)

(1) 加熱式たばこに係る課税標準の特例の導入

令和8年4月1日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこについては、現行の「重量及び価格に基づき紙巻たばこの本数に換算する方法」に代えて、当分の間、以下のとおり「重量のみ」を基準として紙巻たばこの本数に換算し、課税標準を算出する特例を導入する。

ア 葉たばこを使用し、紙などで巻かれた加熱式たばこ（直接加熱型）

1本当たりの重量0.35グラムをもって紙巻たばこ1本に換算。

イ 上記ア以外の加熱式たばこ

重量0.2グラムをもって紙巻たばこ1本に換算。

(2) 経過措置

令和8年4月1日から同年9月30日までの間に売渡し等が行われた加熱式たばこについては、旧換算方法（第89条第3項）及び新たな換算方法（附則第15条の3の3）を併用し、それぞれの換算結果に0.5を乗じて得た製造たばこの本数を合算して課税する経過措置を設ける。

4 その他

地方税法の改正に伴い、所要の整備を行う。